

## みやぎ高齢者元気プラン推進委員会議事録

- 1 日 時 平成23年12月21日(水) 午後5時30分から午後7時40分まで
- 2 場 所 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 会議名 平成23年度第3回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会
- 4 出席者 高橋誠一委員長, 安積春美委員, 池田昌弘委員, 今出川武志委員, 入間田範子委員, 大川昭雄委員, 折腹実己子委員, 関東澄子委員, 佐藤力委員, 西澤優李子委員, 三上雅嗣委員, (欠席: 加藤伸司副委員長, 熊谷修一委員, 佐々木悦子委員)

### 5 概 要

#### (1) 開会

#### (2) あいさつ

渡辺長寿社会政策課長

#### (3) 議事

##### ①第5期みやぎ高齢者元気プラン(中間案)について

[資料1及び資料2に基づき事務局から説明]

(佐藤委員)

項目毎に若干は触れられているが、全体として震災対応に関する施策の方向性が足りない気がする。震災復興計画に記載されている内容であっても第5期計画に盛り込むべき。

県社協が取り組んでいる「まもりーぶ」についてだが、これから高齢者の増加とともに対象者も増加するため、体制整備が求められているという認識がある。体制強化には、人を増やしてきめ細かくサービスを展開していくしかないと考えている。しかし、施策展開の方向性(P70~71)としては、効果的・効率的な事業展開ができるよう支援していくとなっている。どう対応していくのか伺いたい。

(事務局)

基本的に震災復興計画の内容を踏まえて計画を策定しているが、更に盛り込むべきものがあれば検討する。

まもりーぶに対する今後の支援について、元気プランの策定の段階では、人をどのように増やしていったらいいのか、事業主体がこのままでいいのかなど様々な意見があると思うが、具体的な展開については今後県社協と詰めていきたい。

(佐藤委員)

これから対象者がどんどん増えていくなか、登米、栗原、石巻の地元事業委託しているもの以外は、県社協が事業主体となって行っている。将来的には、対象者がどんどん増えていく状況にあることから、各市町村が事業主体となり、きめ細やかな事業を推進するしかないのではないかと考えている。これは国の制度なので、すぐにできるものではなく、地域に身近な市町村が実施主体となるべきということを国に要望していただきたい。これからも増えるニーズに対応するため、一緒に検討させていただきたい。

(安積委員)

将来的には市町村が事業主体となるべきとの考えであるが、市町村にはまだノウハウがなく、道が見えないので、県社協には立ち上げモデルなどの情報提供、支援をお願いしたい。

(入間田委員)

前回の当委員会が出された様々な意見が反映された計画となっていると感じている。50ページの大規模災害への備えの項目の施策展開の方向に関しても、前回、災害時要援護者支援ガイドラインを評価し・検証すべきだという意見が出されたが、これについても記載されている。

これに関連することであるが、施設入所者・職員の被害、犠牲者については、県から資料が出されているが、在宅の被害状況、在宅でサービスを提供していた人の被害状況についても把握しているのであれば教えていただきたい。また、現場の職員の心のケアが大事であるとの話が現場から出ている。計画に盛り込めるのであれば触れていただきたい。さらに、新聞報道等では、特養への入所待機者が増えているということが言われているが、アンケートの調査結果と第5期計画がどのように整合がとられているのか伺いたい。

(事務局)

在宅の被災状況については、県下で約12,000人の死者・行方不明者が出ている。この中で高齢者がどれくらいであるのか、在宅での被災というくくりでの数値をまとめたものがないので、ハッキリとは言えないが高い割合と考えられる。

居宅事業所の職員については、前回お渡しした資料に居宅介護事業所の被災状況の資料があるが、その中で従業者の被害ということで、全サービスの死者が82名、行方不明が27名ということで、100名を超える方が犠牲となっている。ただ、これはサービス提供中かどうかは別としての数値である。関連で利用者の被害について、サービス利用中に限らない数値であるが、死亡538名、行方不明92名、併せて630名の方が犠牲となっている。

(事務局)

待機者の関係であるが、前回3年前に比べて1200人以上増えている。この間前回の平成20年4月1日の待機者の数をもとに、その中でも優先的に解消を図っていくべき待機者ということで、在宅の方で、要介護度3以上の方の人数をもとに、平成25年度までに2200床の整備をしていこうということで整備を進めてきた。整備を進めたのに待機者が増えてきているという状況ではあるが、待機者が11.2%増えているのに対して、この3年間で要介護認定を受けた方の率は16%以上増えていることから、整備により一定程度の効果が見られているのではないかと考えている。今後も今回出た待機者の数を踏まえた施設整備を図っていかなければならないと考えている。ただ具体的にどれくらいという数値は出し切れていない。前回と同様に優先的に待機を解消していかなければならない居宅の要介護度3以上の方2900人という数字を踏まえながら、今後どういうふう、どれくらい整備していったらいいか検討していきたい。資料1概要版の3ページに市町村の数値の積み上げの今後の介護の見込量を提示しているところだが、施設・居住系サービスの欄で、介護老人福祉施設で9438人というサービス見込量が出ている。これは各市町村が出した見込量の積み上げの数字であり、最終案ではこの数字を踏まえて、施設の定員を何人確保しなければならないかの数字が入ることになる。

職員の心のケアについては、重要な指摘であるので検討していきたい。

(入間田委員)

パブリックコメントは最終案で行うのか。

(事務局)

第5期みやぎ高齢者元気プランの中間案で行う。

(入間田委員)

資料1のサービス見込量の単位が分かりづらい。自分たちが求めているものが満たされているのか、いないのか分からない。概要版等で説明を入れていただきたい。

(事務局)

検討します。

(折腹委員)

34ページ、今回の計画では地域包括ケアの推進ということが計画の中心となっていると思うが、その中で地域包括支援センターが果たすべき役割が中段に記載され、その下段に、県内では平成23年3月末現在で106箇所の地域包括支援センターが設置されているとある。第4期計画ではサブセンター、ブランチを含んで114箇所と記載されていた。エリアの見直しを含めた数の整備、どれくらいの高齢者人口に対して、どれくらい地域包括支援センターを設置していくという各市町村の目標の把握ができていないのか教えていただきたい。

(事務局)

106という数字については、サブセンター、ブランチを除いた数となっている、そのため、第4期計画に比べて減っているように見える。また今後、どこの市町村で、いくら地域包括支援センターを増やすという情報はない。

(折腹委員)

第4期計画に比べて地域包括支援センターの数は増えているのか。

(事務局)

地域包括支援センターの本所の数は増えている。

(折腹委員)

仙台市では5箇所増やすということで見直しをし、公募するという情報もある。

例えば沿岸地域では、被災しエリアの見直しを行わなければならない地域、センターそのものが被災し移動したため、地域包括支援センターが遠くなってしまったところ、元々のエリアの人が仮設住宅に分散して入っているという所など様々である。地域包括支援センターの位置、エリアについては、地域包括ケアを推進する上で非常に重要である。数の記載など誤解の無いような記載をお願いしたい。

(事務局)

お話しにあったが、被災地では仮設住宅への入居等によりこれまでの地域包括支援センターのエリアとずれが生じている方もいるが、仮設住宅にお住まいの方については、サポートセンターを市町村に設置していただいて、日常的な被災者の方のケア、分かりやすく言えば、仮設住宅での地域包括支援センター的な役割をもつ施設を整備していつている。将来的には仮設住宅が解消され、まちづくりとして地域が復興されていくまで、既存の地域包括支援センターとも役割分担しながら、ケアを行っていく必要があると考えている。

(高橋委員長)

例えば、みなし仮設等における地域包括支援センターの役割、やるが増えていると思うがいかがか。

(折腹委員)

民間借り上げ住宅への入居者については見えにくい状態にあり、住所を移さない方も含めて問題が起こって初めて地域包括支援センターに繋がるケースもある。地域包括支援センターだけでは対応しきれない状況もあり、市町村の保健師と連携しながら潜在化している方への対応にあたっていかなければならないと考えている。連携する体制を圏域毎につくっていく必要があると考えている。

(事務局)

仙台市の社協では、民間賃貸入所者についてもサポートを始めているが、他の市町村ではまだそこまで手が回っていない状況である。ただ、皆問題意識は持っているので、地域包括支援センターとサポートセンターが連携していけるように県としても情報提供等行っていきたい。

(安積委員)

35ページについてであるが、地域包括ケアというとすぐ地域包括支援センターとなるが、地域包括支援のネットワークについても非常に大切なものである。地域の社会資源を活用し、そこでネットワークを構築することに対して支援をしていくという姿勢を、施策展開に追加してもらおうと市町村としても地域住民を巻き込んだ施策が展開しやすくなる。

(事務局)

頂いた意見について検討したい。

(池田委員)

地域包括支援センターについてであるが、日常生活圏域とかサービス供給エリアの議論ばかりがなされているが、実際の住民の生活エリアは別なので、国では中学校区をサービス提供エリアとしているが、生活エリアはどちらかという小学校区やそれよりも小さいエリアなので、実際に合わせたエリアに整理することが望ましい。

また、地域包括支援センターがオールマイティのように言われているが、市町村によっては虐待は地域包括支援センターの役割でないですよというところもある。地域包括支援センターの業務は本来的に市町村の業務なので、行政が地域包括支援センターに業務を丸投げすることはいけないということを考えなければならない時期に来ている。

地域包括支援センターとサポートセンター、社会福祉協議会の役割の整理がされた方がよい。35ページの図では、社会福祉協議会が地域包括支援ネットワークの社会資源の一部として記載されているが、社会福祉協議会は地域福祉の中核的組織とも言われており、その意味で地域包括支援センターが本当に地域福祉を行うのか、地域包括支援センターと社会福祉協議会が一体となって地域福祉を行っていくのかということをもう少し整理することが必要と考える。国レベルで見ると厚生労働省の老健局では地域福祉まで地域包括支援センターにやらせると言い、社会援護局では社会福祉協議会が行うと言っている。これでは住民にとって分かりにくいので宮城県としてどう考えるのかを記載してはどうかと考える。また、震災があって、市町がサポートセンターを設置した。国ではサポートセンターは何をやっても良いと言っているが、地域包括支援センターの震災におけるランチとして置かれたものなのか、地域の支え合いを支援するところとして置かれたものなのか整理し、地域包括支援センターのランチとして設置されたものであるのならば、地域包括支援センターと協議しなければならないと考える。サポートセンターよりも、仮設住宅がある市町の地域包括支援センターに加配し地域福祉を実施していくべきという考えであり、サポートセンターとはいったい何なのかということを確認しないと分かりにくいと感じている。サポートセンターと社会福祉協議会に置かれる生活支援相談員のことを書かれているが、何らかの形で被災地における被災者支援の一覧のような既存の仕組みと震災によって新たにできた仕組みとの整理がされると良いと考える。つまりは、縦割りの部

分があると住民には分かりにくいので、それをどのように住民に弱めて示せるかが重要であると考えている。

気になっていることであるが、サポートセンターが仮設住宅だけを支援するとなった場合に、いずれ仮設住宅は自立できるようになった人が少しずつ出て行くことになるので、支援が必要な人だけが残っていくこと、支援が先細りしていくことが考えられる。そうしたときに初めて地域の住民に仮設住宅の支援をお願いするというのではなく、サポートセンターは仮設住宅もその周辺の被災された地域の方も支援していくということでやっていけば、次の展開に結びついていくと考えている。

(事務局)

サポートセンターが何であるのかが分かりづらいと言うことは、御指摘のとおりである。震災により国はサポートセンターを含めた様々な支援制度を立ち上げ、相談員一つをとってみても、かたやサポートセンターに配置する相談員があったり、絆支援相談員であったり、緊急雇用で雇える相談員であったりしている。国でも統一された考えからの支援というのではなく、それぞれの組織での考えからの支援を様々出してきたことから、被災された方からしてみれば分かりづらい面があるというのも確かである。計画の中でのサポートセンターについても分かりづらい面がある。サポートセンターはやりようによっては何にでも活用できる制度となっており、市町村において現場のニーズに応じてどのような役割を持たせるのかによって、サポートセンターの内容が変わってくるものと考えている。サポートセンターについては基本的には仮設住宅にいらっしゃる方の支援を中心としつつも、仮設住宅が設置された地域に住む被災された方も含めた広がりをもった役割のものであると考えている。また今後復興住宅ができ、仮設住宅から復興住宅に移っていく際には、復興住宅においてもサポートセンターのような役割をもった支援の仕組みが必要であると考えている。しかし、国からはどのようなものを整備していくのかというものが示されているわけではないので、国の動向を見ながら、県の考えを国に申し上げていかなければならないと考えている。

(高橋委員長)

地域包括ケアと地域づくりがどのような関係にあるのかについては、提供者側から見ると分かりやすくなっているが、住民から見ると地域包括ケアと地域の支え合いがどういう関わりになっているのか見えにくい気がする。35ページでは地域包括支援センターを中心とした地域づくりで、次のページでは、また違う地域づくりとなっている。この辺の整理はどうなっているのか。

(事務局)

先生の仰るとおり、市町村計画の支援計画という側面があるので、どうしても行政サイドからの内容とならざるを得ない。重なる部分もあると思うが、前段は包括を中心とした地域づくり、次ページでは、広い意味での自助・共助を含めた地域活動となっている。

(高橋委員長)

圏域の問題についても分かりづらい。住民からしてみると、自分たちの住んでいる生活圏にどういうサポートがあるのかというものがあると分かりやすい。

(事務局)

34、35ページは広い意味での圏域であり、36、37ページは狭い意味での圏域イメージとなっている。関係性を含めて記載方法について検討課題とさせていただきたい。

(関東委員)

現実を話すと国の様々な支援のシステムは、住民の側からすればそれはどうでもいい。今困ってい

ることにすぐ対応してくれることが重要なことである。地域包括支援センターが入ると面倒くさいので、地域包括支援センターを外している連合町内会も出てきている。地域包括支援センターを外して、連合町内会と町内会で認知症について考えましょうという地域も出てきている。というのも、住民からしてみれば必要なときに必要な人に出会えて、必要な支えが得られることが必要なのである。今回の震災においては、地域包括支援センターに登録していなかった在宅の方は何の支援も頂かなかったもので、もう一回こういうことが起こったら在宅ではやっていけない。つまり施設を見ていると言うことである。地域包括支援センターが地域でケアが必要な人を把握しているのか、地域においてどのような人がどのような生活をしているのかを把握しているのかについては、把握していないということが分かった。

地域包括ケアにおいては、ネットワークの構築が鍵となると思う。今やっている地域包括支援センターの介護予防事業も役立っているのかについて疑問である。

サポートセンターの制度についても本当は縦割りでの支援となるので、支援をやめたときに誰がサポートするのかということについて疑問をもっており反対であった。

(大川委員)

地域包括ケアというものをしっかり確立しなければならないと思っており、悩んでいる。平成24年2月には、地域包括ケアに関するシンポジウムを開催することにし、準備を進めているところである。結局今の話はネットワークを確立しないといけないということ。次が、地域包括ケアを確立しなければならないということ。どういうやり方でどうするのかということの国からの統一された考え方が出てきていない。だからこの際宮城は、宮城のやり方でいろんな所のノウハウを活かしながら、宮城でやれることのモデルに沿って、どんどんやれることを出していく時期ではないかと考えている。つまり、今は過渡期であり、やれることをやっていくしかないと考えているのであるが、どうだろうか。今これはどうなんだ、あれはどうなんだという意見が各委員から出されているが、それに対して本当の回答が出せる人がここにいないと思うがどうだろうか。とにかくここ1年乃至2年で結果が出せるようにモデルを作っていくしかないと考えている。

(三上委員)

介護保険制度の改正により、地域包括支援センターでやっていることが、地域包括支援センターの足を結果として引っ張ることとなるのではないかと。まだ明確になっていないが明らかになってきた。ケアマネジャーのケアプラン作成費用を有料にしようとか、しないとかということが起こってくるようであるが、高齢化、核家族化、また最終的な問題として、介護保険そのものが変わろうとしている。その一方で宮城県で今起きていることは震災の影響である。この二つをどう分けて考えるのか、どう組み合わせるのか、介護保険制度が変わることが震災を受けた宮城県にとってどういう意味があるのか、どう利用するのか、大変なことである。94ページには、介護支援専門員について「東日本大震災では、その役割の重要性が再認識されたところです。社会的な信頼性を高め、適切なケアマネジメントが実践できる介護支援専門員の質の向上を図っていくことは、引き続き重要なことです。」との記載がされているが、働き方についても大震災後どういう働きを介護支援専門員がすべきかについてもっと触れられると良い。なぜなら、ケアマネジャーの仕事は自立支援、居宅支援であるが、今の被災地には居宅がない、3年間仮設に入ったとしたら居宅というものが崩れてしまう、ケアマネジャーが仮設を見ているが、仮設は居宅ではない、入居者も仮設に入っているというが、住宅や仮設住宅に入っているとは言わない、仮設に適用したケアプランではなく、生活再建後のケアプランが必要である。なるべく早く仮設を解消する必要がある。ケアマネジャーが担当していた人が被災し、住民票を移さずに避難し連絡が取れないということも起きている。地域包括支援センターのケアマネジャーと違い、普通のケアマネジャーは契約によるものなので契約がないと勝手に動けない。全国的な介護保険の変更状態と大震災により宮城県で起きていることをどう組み合わせていくのが今後の課題と

なる。今回の大震災で住民が多く亡くなっていること等から、要介護者が増えるかどうかも分からない。今後増えるかもしれないが、今は減っている。要介護者が増えても減っても対応できる備えが必要。地域包括ケアについては、75ページ、国がどうしてもやりたいということではあるが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」、大震災後の宮城県でこういった形でやれるのか、医療機関も被災し、機器もなくなり、訪問看護サービス等もなくなっている。国で進めるということではあるが、どこからどうやって進めていくのか、方針が示されればそれに従って協力したいと考えている。

(高橋委員長)

地域包括ケアの全体像といった場合には、図が地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアの全体像であることから、全体像が見えてこないということだと思う。

(安積委員)

宮城の目指す地域包括ケアというものがあって、それに向かっただけで地域包括ケアに関するネットワーク図であつたりすると、県民も分かりやすいのではないかと。自分も地域包括支援センター職員でもあるが、地域包括ケアとは何ぞやと言われたときに悩む部分がある。住民の方も地域包括ケアを進めるうえで必要な存在なのだとということが分かると説明しやすい。地域包括ケアを理解してもらう方法には、地域包括ケアの目指すべき方向性を大きくうたう方法と現在のように細かく言う方法があると思うがどちらが分かりやすいだろうか。

(入間田委員)

計画案を見て地域包括支援センターが核となっており、これからの働き方が大変だということを感じている。35ページ白丸の二つ目、「地域包括支援センターが介護予防支援業務に追われ、本来の機能が果たせていないという指摘もあることから、その運営状況を踏まえ、制度の改善が必要な事項については国に対して積極的に要望を行っていく」と明確に記載された、このことについては、大震災もあったことから、今からは是非国に対して要望活動を行っていただきたい。また、池田委員も言っていたが、現在仮設住宅において、地域介護の一部がサポートセンターで行われているが、地域での介護というのは最終的には、地域包括支援センターに収斂していくものだと考えている。国においても、地域包括支援センターをどう強化していくのかの将来像、将来的にどうすべきかについても検討する時期に来ていると考えている。地域包括支援センターの将来像をイメージしながら、予算の使い道を含めて、検討を進めてほしい。次に、75ページ、がんに関する相談については、相談支援センターを設置すると出ているが、相談先としての地域包括支援センター、仮設住宅団地にあるサポートセンターがどういうものなのか区別できるとわかりやすい。最後に、今回の震災にあたって、生協、農協、医療生協などの「協同組合」は地域で様々なボランティア活動を行っているが、計画の中で「協同組合」というものが出ていないので、盛り込めるのであれば盛り込んでいただきたい。

(事務局)

「協同組合」についても記載について検討したい。

地域包括支援センターの役割については、色々ご意見をいただいたところであるが、介護予防支援業務に追われ、他の機能が十分に果たせていないということによく言われているところである。国の制度改正の議論の中でも、地域包括支援センターの介護予防事業のケアマネジメントについて、これまで外部委託8人という制限があったものを、取り外してはどうかという国の議論にもなっている。前回、介護報酬の面で、介護予防ケアマネジメントの点数が低いという指摘もあったが、国の議論でそこまでは触れられていないが、地域包括支援センターの役割をどうしていったらいいのかについても、単に介護予防を切り離せばいいというものではなく、この辺は国の動向に左右される面が非常に

大きいので、委員から頂いた意見に関しては、これまでも折に触れて国に伝えてきているが、引き続き要望等行っていきたいと考えている。地域包括ケアのモデルが一つあるとよいというのは、その通りなのだが、地域それぞれあるべき姿が違っていると思うので、これだという決定的な姿・モデルを示しにくい。よって、計画の中にどの程度盛り込めるのかとなると難しい。検討させていただくということとしたい。地域包括支援センターの体制強化については、「人員配置についてもっと強化すべきではないか」ということを議会で質問いただいているところであるが、費用の問題も絡んでくることから、介護保険という制度の中で議論していかなければならない問題であると考えている。

(池田委員)

地域包括ケアシステムの中で、地域包括支援センターが中心となって行っていくということは、行政が中心となって地域包括ケアシステムを作るということになるのではないかと個人的見解であるが、それで本当に良いのだろうかという考えを持っている。制度は必要なんだけど、住民が主役である必要がある。住民がどういう風に生きるのか、地域の中でどうやって生きるのかについて議論しておく必要がある。そこに制度がくっついていかないと、行政が中心となる地域包括支援センターに、住民がみなよたれかかってしまう社会になるのではないかと考えている。制度福祉でやっていくという計画にするのか、制度を使いながら住民が主役で行っていくものとするのか、どちらを選択するかはみんなが決めればよいことなので、両方を書き込んではどうか。その意味で、国が示している図に不安を持っていて、行政が中心で行うのか、社会福祉法人が地域づくりをするのか、地域住民が地域づくりをするところに社会福祉法人が連携をとるのかを明確にする必要があると考えている。つまり、高齢者支援計画では制度的なものの記載ということにならざるを得ないが、別の計画である地域福祉支援計画ではそういったこととなっていないことから、その折り合いについて、今回記載できなくても、この次の計画では検討するようにしていただきたいということである。

(高橋委員長)

この計画は基本理念の「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」に基づいた計画となっていることから、これに向かっただけの個別目標がそれぞれの項目で記載される構造となっているのだが、池田委員の言うところは、基本的には地域でネットワークを作っていく、自分らしさを保障していく、安心できるシステムを作っていくという構造を変えるという視点も必要であり、介護保険があつてそこから、住民生活を支えるという構造を、住民生活があつてそれを必要な時に介護保険が支えるという構造にしても良いのではないかとということでもよろしいか。

(池田委員)

基本理念と、基本的目標についてはその通りと考えている。ただ具体策となるとそう書かざるを得ないのだけれど、制度を中心とした記載となっているので、折り合えるところまで折り合った記載としてほしいということである。

(事務局)

地域包括ケアシステムの図等の表現については、検討したい。

(関東委員)

住民自らも地域包括ケアを進めるためには必要な存在なんだということを、どこかに入れ込むことが必要なのではないかと。

(高橋委員長)

行政計画ではあるものの、基本的目標に対して行政が進めますという説明書きとなっているので、

その流れが計画全体の根底にあるような気がする。地域づくりを支援しますという表現、一緒に進めますという説明書きもあって、項目の中に委員から出された意見を入れ込むと理解されやすいのではないかと考える。

(事務局)

計画は、「現状と課題」、それに対しての「施策展開の方向」なので、行政が進めるというところが強くなっているということを理解願いたい。

(高橋委員長)

構造そのものはこれでいいので、県民の理念として浸透するよう、言葉、表現等を工夫してほしい。

(入間田委員)

81ページ、高齢者向けの住まいの一つとして、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進について記載されているが、今仮設住宅に入っている高齢者の方が、今後復興住宅に移るのか、住宅を自分で再建するののかということがあるとは思いますが、介護が必要でないだけでも自宅の再建を考えたくないという方が沢山いる中で、その方たちは、復興住宅入居という形なのか、高齢者向けの住まいの充実で言われているサービス付き高齢者向け住宅に入るのかが分かりにくいので、表現を工夫してほしい。

(事務局)

仮設住宅から、その後どのような住まいの姿に移っていくのかについては、高齢者の方の事情にもよるが、復興住宅に移られる方、サービス付き高齢者向け住宅に移られる方、様々だと思うが、その方の事情にあった選択肢があることが理想であり、今後考えていかなければならない課題とと思っている。

(池田委員)

復興住宅について、阪神淡路大震災の時、高齢者だけの復興住宅を作ってしまったが、17年経った今、それは良くなかったのではないかとということも言われ始めている。高齢者だけを支援する住宅ではなく、若い人など多様な人が暮らせる復興住宅の建設が必要である。高齢者だけの住宅だと、支えが必要となってきたときに支えられなくなってしまふ。施設化するのではなく、多様な方が住み、支えあえるような住宅が理想的である。

(西澤委員)

この計画の中心が在宅計画であるので、施設についての記載が少ない。高齢者だけの施設についてはいいことだとは思わないが、最終的なセーフティネットとして必要であると考え。確かに地域包括ケアシステムについては良いシステムだと思うが、とてもお金がかかることである。今の日本の経済状態で、本当に委員が言うことを含めて実現できるのかについて疑問に思っている。しかしこのシステムがこれからの社会の高齢者の生き方だとするならば、その中で考えなければならないことが沢山あるはずで、その中の一つの核として施設もなければならぬと考えている。そして今施設に求められていることは、科学的な介護をしなさい、認知症に対する専門的介護を勉強しなさいということであり、なぜこのようなことをしなければならぬかということ、あくまでセーフティネットではあるものの、家庭でどうしてもならなくなった時に最重度の方をお引き受けして、その最重度の方を何とかして自立をしていただいて、自宅に戻っていただけるような介護をしていくということが施設に求められている課題だからである。認知症の方については、専門の医師、薬などが出てきて、だいぶ対応できるようになってきているので、問題行動があるうちは施設をご利用いただいて、最重度で

なくなった時に御自宅にお戻りいただくという方向で、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設といわれているところが、在宅のセーフティネットの一つとして生き残ろうとして頑張っている。施設というものは、居宅の中の最終的なところで必要となるものであるということで生まれ変わろうとしている。このことを県にも理解していただきたい。こういったことからすると、高齢者だけの住宅はどうなのかという話が委員から出されていたが、その問題についても解決するのではないかと考えている。

(事務局)

基本は在宅であるということがあるものの、決して施設を軽んじているわけではなく、特養入居待機者の方が実際に増えているので、今後も施設の整備は必要だと考えている。ただ地域包括ケアというものが施設を否定しているというものではないということをご理解願いたい。

(西澤委員)

在宅がメインであるということは、施設の者が一番理解している。自宅と施設を行ったり来たりできるようにできればいいと考えている。

(今出川委員)

今施設の立ち上げの仕事をしているが、多床室の申し込みが個室の倍以上の問い合わせとなっている。被災した関係、経済的な関係もあり多床室でお願いしたいという相談もある。今回の大震災で、個室に入りたいたいけど経済的な状況もあり入れないという方もいるのではないかと思います。被災者支援のメニューとして個室に入りたい人を救えるものについても、今後検討する必要があるものと考えている。次に87ページ、介護を担う人材の養成・確保に関して、施策展開の方向の中で、人材確保の観点からも、被災介護職員の雇用について進めるということに記載すべきと考える。

(事務局)

国では個室をメインに施策を展開しているが、県としても個室が中心であるという考え方に変わりが無いが、地域の実情に応じて、多床室の整備の必要性についても感じていることである。個室に入りたいたいのだが経済的な事情で入れないような所得が低い方についての支援についても出てきているが、それでも多床室を求められる方もいることから、入る方の事情により個室、多床室を選択できるようにすることが必要であると考えている。次に、人材確保に関しては、震災により退職された方もおり、なかなか人が集まらないということも聞いている。処遇改善についても国で検討されているところであり、施設中でのキャリアアップについても必要であると考えている。さまざまな手法、事業を活用しながら人材確保を進めていきたいと考えている。

(安積委員)

個室に入れないというのは、居住費に係る部分が自己負担となったところが大きい。個室ユニットケアを国が推し進めてきたという中で、居住費の負担を求めるといことについてどう考えるかが問題であると考えている。例えば、厚生年金をもらっている世帯で、夫が施設の個室に入ることになったときに、妻が自宅で生活しなければならないという状況の中で、費用を負担できるのかという課題がある。高齢者にとっての生活の場であるということを考えてときに個室が良いと思うので、今の経済状況の影響はあると思うが、個室に入れないという状況を作っているのはどうなのかと考える。

(池田委員)

言葉尻であるが、個室と多床室の差が大きすぎると思う。4人部屋であっても個室的に作ることは

できるので、もうちょっと工夫するということが良いのではないかと思う。

(西澤委員)

4人部屋であろうが区切りが付いていて、プライバシーを侵すようなことにはなっていない。にもかかわらず、入口が一ヶ所だと国の規定では多床室といわれているだけである。

(高橋委員長)

今後のスケジュールとしては、本中間案が12月26日の長寿社会対策本部で決定されるということで、当委員会としても基本的にはこの中間案で良いということとなるが、この計画が行政計画ではあるものの、行政だけでなく、県民みんなが進めるものだということで文言の見直し等が必要なのではないかということが委員の意見であると思うので検討願いたい。

## ②その他（今後のスケジュール）について

[資料3に基づき事務局から説明]

(各委員から)

意見・質問無し。

(高橋委員長)

委員各位には、今後も計画作成に御協力願いたい。

(4) 閉会

午後7時40分閉会